業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るもの及び平成 17 年度において財源対策のため発行を許可された地方債として総務大臣が指定するものを除く。）のうち地方特定河川等環境整備事業に係るものの額に相当する額

C_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.012
　　イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

D_n　平成 n 年度において発行を許可された臨時河川等整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち地方特定河川等環境整備事業に係るものの額（平成 17 年度において財源対策のため発行を許可された地方債の額として総務大臣が指定するものに限る。）

E_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.019
　　イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

F_n　n 年度に国庫の補助金を受けて施行した河川事業及び砂防事業（管理権限が指定都市の長に移譲された指定区間内の 1 級河川及び 2 級河川に係る事業に限る。）に係る経費又は国が行うこれらの事業に係る法令に基づく負担金に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債（災害復旧事業債、公害防止事業債、地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、財政健全化のため発行を許可された地方債、財源対策債、補正予算債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債、地方債計画に計上されない地方債及び総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額（ただし、ダム、災害関連及び砂防（国が行う事業に限る。）に係るものとして総務大臣が通知した額とする。）

G_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.025
　　イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.025

G_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.025
　　イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの

業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るもの並びに平成 16 年度及び平成 17 年度において財源対策のため発行を許可された地方債として総務大臣が指定するものを除く。）のうち地方特定河川等環境整備事業に係るものの額に相当する額

C_{16} ＝ 0.003

C_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.012
　　イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

D_n　平成 n 年度において発行を許可された臨時河川等整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち地方特定河川等環境整備事業に係るものの額（平成 16 年度及び平成 17 年度において財源対策のため発行を許可された地方債の額として総務大臣が指定するものに限る。）

E_{16} ＝ 0.005

E_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.019
　　イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

F_n　n 年度に国庫の補助金を受けて施行した河川事業及び砂防事業（管理権限が指定都市の長に移譲された指定区間内の 1 級河川及び 2 級河川に係る事業に限る。）に係る経費又は国が行うこれらの事業に係る法令に基づく負担金に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債（災害復旧事業債、公害防止事業債、地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、財政健全化のため発行を許可された地方債、財源対策債、補正予算債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債、地方債計画に計上されない地方債及び総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額（ただし、ダム、災害関連及び砂防（国が行う事業に限る。）に係るものとして総務大臣が通知した額とする。）

G_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.025
　　イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.025

G_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.025
　　イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの